令和７年６月　第４回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和７年　６月　２５日（水）
開催場所	小川町民会館（リリックおがわ）　講座室２・３
開催時刻宣告者	~~午前~~・午後　１　時　３４　分　小川町農業委員会長
閉会時刻宣告者	~~午前~~・午後　２　時　２７　分　小川町農業委員会長

議長	山田　富子（会長）

	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
農業委員	1	田口　英夫	出席　~~欠席~~	8	根岸　孝雄	~~出席~~　欠席
	2	関口　豊	出席　~~欠席~~	(9)	笠原　敏夫	出席　~~欠席~~
	3	中野　勝	出席　~~欠席~~	10	横田智恵美	出席　~~欠席~~
	4	落合　治安	出席　~~欠席~~	11	田中　正之	出席　~~欠席~~
	5	有井　佑希	出席　~~欠席~~	12	長谷部良司	出席　~~欠席~~
	6	森　　功一	出席　~~欠席~~	13 副会長	永田　宏	出席　~~欠席~~
	(7)	島田　一	出席　~~欠席~~	14 会長	山田　富子	出席　~~欠席~~
	出席委員	１３名		欠席委員	１名	

農地利用最適化推進委員法第29条により出席した	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	田中　宗夫		竹沢	尾上　一記	
		根岸　修一			青木善太郎	
	大河	岡本　幸教		八和田	栗原　幸二	
		塚越　雄一			水上　豊	
					横瀬雄一郎	
	出席委員	９名				

議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
				奥田　賢一	事務局長
				安藤　朋男	次長
				櫻井　翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議案第３号　農業振興地域整備計画の変更について

報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

第４回定期総会議事録

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和７年６月第４回総会を開会いたします。 開会時間は午後１時３４分です。 なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第２９条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号８番「根岸　孝雄（ねぎしたかお）」委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員は１４名中１３名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は９名です。 お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。 つづきまして日程１、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号７番「島田一」委員、９番「笠原敏夫」委員にお願いいたします。 それでは、日程に従い議事に入ります。 日程２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は２件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、「申請人より農地法第３条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。 農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第３条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。 それでは申請番号１番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号１番について読み上げ） 農地を取得するには３つの許可要件がございます。 １つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。 ２つ目は、権利を取得する者は農作業に従事する日数が原則、年間１５０日以上必要であることとされる「農作業常時従事要件」。 ３つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。 今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。 「農地法関係事務に係る処理基準」には、「農作業に従事する日数が年間１５０日以上である場合には、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。」と判断基準が明記されておりますので、原則、年間１５０日以上を基準として判断します。 また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要がありません。 残りの１要件、「地域との調和要件」につきましては、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 なお、新規就農者について補足で説明させていただきます。 別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

第４回定期総会議事録

	譲受人は鳩山町にお住まいの７２歳で、主な作目構成はブドウ、柿、みかん等です。 農作業歴はありませんが、３０年ほど家庭菜園に取り組んでいるとのことです。 自宅から申請地までは車で往復１時間ほどで、現在も大字木部に所有している駐車場の一部を活用して、ブドウ栽培をしているとのことです。 また、農機具は軽トラック１台、耕運機１台、草刈機１台を所有しています。 譲受人につきましては、地区委員に詳しい資料をお渡ししております。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
４番　落合委員	議席番号４番、落合が報告いたします。 ６月２２日、９時に農業委員２名、推進委員２名、計４名で上勝呂会館に集合して現地調査を行いました。 １番は今現在、草刈管理された状態です。 以上です。
議長	特に周辺の農地等は問題ないですか。
４番　落合委員	両脇の農地は他の方が管理されておりまして、かなり日当たりも良く、茄子などを作るのにはいいかなという場所でした。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号２番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。それでは申請番号２番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号２番について読み上げ）

第４回定期総会議事録

	今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。 残りの２要件、「全部効率利用要件」と「地域との調和要件」につきましては、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
水上推進委員	推進委員の水上が報告させていただきます。 ６月２３日、８時３０分、農業委員４名、推進委員３名、計７名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。 ２番は、きれいに除草されておりました。 経営農地につきましては、茄子、キュウリなど野菜が作付けされておりました。 他の農地も除草管理され、農作業には支障がないと判断しました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号２番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして日程３、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は２件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第４条第１項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。 「農地法第４条第１項の規定による許可」は、農地所有者本人が行う権利移動を伴わない農地転用のことで、市街化調整区域内において農地を農地以外に変更したい場合には、埼玉県知事の許可が必要になります。

第４回定期総会議事録

	今回は、市街化調整区域内の自己所有農地を農家住宅敷地に転用する申請となりますので、「農地法第４条第１項の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会においては、その適否を諮り、意見書を県知事に送付いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは申請番号１番について読み上げさせていただきます。 （申請番号１番について読み上げ） 本申請は追認案件であるため、工事資金は特にございません。 なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第２種農地」に当たると判断されます。 最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
３番　中野委員	議席番号３番、中野が報告いたします。 ６月２１日(土)、９時に小川町役場の駐車場に農業委員３名、推進委員２名、計５名で集合し、現地確認を行いました。 申請事由にもございますが、ここには既に低い家屋が建っておりまして、現状宅地として使用しているような状況でした。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
２番　関口委員	議席番号２番、関口がお伺いします。 このような住宅が建っている農地は、結構あるのではないですか。 建て替える時でないと分からないのですか。 以上です。
議長	何かないと分からないことが多いですよね。
２番　関口委員	そうです。
事務局	事務局です。 毎年、秋口に行う農地パトロールの際に、農地の状況を確認する中で、農地法違反の土地を確認する機会はあると思います。 それ以外は、もともと住宅を建てた方と現在の所有者の方が違う場合、例えば建て替えをした時に判明したり、相続の手続きで行政書士に依頼した中で判明したりなど、この２つのタイミングが多いかと思います。 個別の案件として調べるには、謄本を取って土地の地目を確認し、当該土地に対して農地転用の許可が出ているかどうかを農業委員会に確認する形になるかと思います。

第４回定期総会議事録

議長	先ほど農地パトロールのお話が出ましたが、配られた図面を見たときに、今回のような追認をしなければいけないような状況などが、パトロールをする人達に分かるのでしょうか。
事務局	皆さんにお配りする地図は、単純に農地の地番を表示したものに、田畑について色を付けたものに過ぎません。地図作成にあたり、台帳地目で引いた場合、こちらは畑ですのでシステム上は畑の色が付きますが、現況の地目、課税の地目で引くと色が付きません。 そういったところも含めて、慎重に農地パトロールで確認に回っております。 農地パトロールは町内の全農地に対して行っておりますので、確認の漏れは少ないかと思われます。
議長	そういう形で見つかる事もあるということですね。 ありがとうございます。　他には何かございますか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして、申請番号２番について事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。 本議案は、他法令との調整が不十分であることから、先月審議を見送った案件になります。この度、都市計画法の適合証明と、建築基準法の建築確認に関する調整が済んだとの報告を受けたため、それら他法令への申請と同様の土地利用計画に改めた内容の転用許可申請を受け付けております。また、今月の議案に含まれていない同一土地の残地部分についても転用許可の見込みが立っており、昨年度に農用地区域からの除外が決定されております。来月以降、残地部分についても転用許可申請を受ける予定ですので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。 それでは申請番号２番について読み上げさせていただきます。 （申請番号２番について読み上げ） 本申請は、宅地と道の間にある農地を農家住宅敷地に転用し、建築基準法上の接道要件を満たしたうえで住宅の建て替えを行うものです。追認案件であるため、申請地についての工事資金は特にございませんが、転用許可基準のうち事業実施の確実性を判断するために、住宅の建て替えに関する工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。 なお、本件の農地区分は、概ね１０ha以上の規模の一団の区域にある農地「第１種農地」に当たると判断されます。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

第４回定期総会議事録

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長　それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

７番　島田委員　議席番号７番、島田が報告いたします。
２番の申請人は私の近所の方ですが、５５年程前に畑を農地転用して今の住宅を建てました。
１５年くらい後、改良区にするため農地整理をしましたが、宅地と道路の間に農地が作られてしまった。その時は申請人の父親の代なのではっきりしたことはわかりませんが、申請人は知らずに一部残った農地をずっと自宅の進入路として使っていたとの事です。
今回住宅の建て替えをしようとしたところ、接道がない事がわかり農地転用をお願いしたいとの事です。
知らないとはいいながら約４０年間ほど農地を農地以外の用途で使っていたので、申し訳ないと始末書も添付されております。
新たに農地に住宅を建てるわけではありません。住宅を建て替えるだけですので周辺への影響などもないと思います。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので申請番号２番については可決、承認されました。ありがとうございました。
なお、議案第２号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
つづきまして日程４、議案第３号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今月は２件の申請がありました。申請番号１番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局です。
議案第３号、農業振興地域整備計画の変更について、「小川町長から、小川町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う意見を求められたので、意見の決定を諮る。」とのことです。
町の農業振興地域整備計画で指定している農用地区域（通称「青地」）を農地転用をする場合には、まず、指定を外す手続き（除外）が必要となります。

第４回定期総会議事録

	そして、市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により除外をするとき（農業振興地域整備計画の変更をしようとするとき）は、農業委員会の意見を聴くものとすると規定されておりますので、今回議案としている次第です。 この度、町より２件の除外案件について当委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、申請番号１番について説明いたします。 （申請番号１番について説明） 除外後の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第２種農地」に当たると判断されます。 最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
１０番　横田委員	議席番号１０番、横田が報告いたします。 ６月２２日の９時、パトリアに農業委員３名、推進委員２名、計５名で集合し、現地調査をしました。 １番は、申請事由にもあるように長い間、自宅への進入路として使われており、石垣が積んであります。舗装はされておりますが、車が１台通れる細い道路です。 ここを農地に戻すと人しか通れない土地になってしまいますので、現状のまま使うという事でよろしいかと思います。 以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
３番　中野委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
３番　中野委員	議席番号３番、中野です。 数年前の地籍調査の時にはこの件は確定しなかったのでしょうか。 以上です。
事務局	事務局です。 申請事由にもありますように、青山地区は直近で地籍調査事業が行われ、その時に判明したという事でございます。 判明しましたので、その手続きとして除外するというのが今回の申請となります。 以上です。
議長	他にはございますか。 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第４回定期総会議事録

（質疑なし）

議長　　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、特段の意見が無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　　挙手全員ですので、申請番号１番については特段の意見なしと回答いたします。ありがとうございました。
つづきまして申請番号２番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　事務局です。
余談ですが、「特段の意見なしと回答」について説明いたします。
除外の計画変更について、今までも農業委員会に意見を求めるという事であったにもかかわらず、我々は可決承認をしていました。
今回、それでは議案としておかしいという事で、可決承認するのではなく、意見を求められた事に対して支障があればこういう意見だと今回の回答とし、他に意見がなければ意見なしとして回答することといたしました。
言葉遊びではありませんが、以上のように変えさせていただきました。意味としては同じですので、もし意見があればいただければと思います。
引き続きよろしくお願いいたします。

議長　　これ限りという事ですね。

事務局　　除外の２点を求められた事につきです。その他については可決承認でお願いします。

議長　　はい。ありがとうございます。

事務局　　つづきまして、申請番号２番について説明いたします。

（申請番号２番について説明）

除外後、町が道路の敷地にすることについては、既に建設課との調整が済んでおります。この場合は、例外的に農地転用許可が不要となります。
最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

４番　落合委員　　議席番号４番、落合が報告いたします。
６月２２日、９時に上勝呂会館に集合し、農業委員２名、推進委員２名、計４名で現地調査を行いました。
２番は以前の道ですので確実ではないですが、道というより杭の方を確認しました。
この道については、昔から通っていたとは聞いております。実際に利用され、家の中を通っていたのかもしれませんが、現在は利用はされておりません。

第４回定期総会議事録

新しく作ったとはいっても、その道は通り抜けができない状況になっております。ちょっと上に登ってみますとロープが張られて、そのロープはどこの物かという状況にもなってまして、今後この辺の事は通していくのか疑問に思うような形でした。
一応、杭は確認しましたので問題はないと思います。
以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

議長　よろしいですか。私も竹沢地区担当で現地調査に入りまして確認しましたが、地図にもありますように今までは住宅の敷地内を通っていましたが、現在は塀の外側に道路の杭が入っておりました。
その先は地図にもありますように続いているんですか。山というか竹沢地区の傾斜地なのですが、この先はどうなっているのかなという気がしました。

事務局　現地の方は、この案件が出たときに確認したとの事ですが、実際に関係する所のみ確認させていただいたので、その先については確認してないという事です。付け替えの状況についての現地の調査となります。

議長　わかりました。ありがとうございます。他に意見はございますか。
それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２番について、特段の意見が無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　挙手全員ですので、申請番号２番については特段の意見なしと回答いたします。ありがとうございました。
以上をもちまして、議案第３号は原案に対する特段の意見がない旨を町に回答いたします。
つづきまして日程５、報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」を上程いたします。今月は１件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局　事務局です。
報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届け出について、「申請人より農地法第４条第１項第７号の規定による届出があったので、報告する。」との事です。

（申請番号１番について報告）

以上、報告させていただきます。

第４回定期総会議事録

議長	ありがとうございました。 次に「その他」について、議題として取り上げることはないでしょうか。 （挙手なし） ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和７年６月第４回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後２時２７分です。
議長	